**障害福祉サービスの福祉・介護職員等特定処遇改善加算（特定加算）の要件について**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　特定非営利活動法人しさわ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　就労継続支援B型事業所　ワークプラザすぎの木

■処遇改善手当の該当職員への分配について

処遇改善手当は、勤務割合において常勤者11,000円　週4日勤務者は11,000円×0.8＝8,800円　週3日勤務者は11,000円×0.6 ＝6,600円とし、福利厚生部分（法定福利費）の事業所負担分アップ分を処遇改善手当に充当し、残った場合は処遇改善手当一 時金として対象者に勤務割合で分配します。

■特定処遇改善加算

○次の要件のいずれかを満たす職員を「経験・技能のある障害福祉人材」とし、具体的な支給額は常勤比率を踏まえて決定する。

　①サービス管理責任者として勤続１０年以上の者

　②福祉介護職員（直接処遇職員のうち介護福祉士、保育士のいずれかの資格を有する者で、勤続１０年以上の者（上記の勤続年数については、他法人における実務経験を含める）

○特定処遇改善加算の新設（引き上げ幅は、資格、経験、技能、勤務成績、常勤比率を考慮して各人ごとに決定）

　特定処遇改善加算額は次のとおりとする。

　　・経験・技能のある障害福祉人材　　月額　４，５００円～１１，２５０円

■キャリアパス要件Ⅰ　次のイからハまでのすべての基準を満たしています。

 イ 福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。

 ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。

 ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知しています。

■キャリアパス要件Ⅱ　次のイとロ両方の基準を満たしています。

イ 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること

ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知しています。

■キャリアパス要件Ⅲ　次のイとロ両方の基準を満たしています。

イ ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施し、あわせて福祉・介護職員の評価を行います。

　また、月１回の研修会を実施しています。その場合の研修講師は、その都度決定し、上部団体での研修内容の伝達と合わせてフイードバック、資格取得の受講内容の伝達研修など毎月テーマを決めて２時間程度実施しています。また、研修のたびにその資料の保管と記録をとっています。

 ② 介護福祉士や精神保健福祉士などの国家資格の取得のための研修や試験対策に係る費用の一部を当所の予算において予算措置をするとともに、研修参加の場合の旅費については当所の規程により支給します。

ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知しています。

■職場環境等要件について

**資質の向上**：働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援。（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

**労働環境・処遇の改善**：ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善。

**その他**：①地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上。

②職員の増員による業務負担の軽減。